(1) 我が国の伝統音楽の理論については，必要に応じて扱うことができる。

第２　音楽史

１　目　標

音楽史の学習を通して，音楽的な見方・考え方を働かせ，専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 我が国及び諸外国の音楽の歴史について理解することができるようにする。

(2) 多様な音楽の文化的価値について考えることができるようにする。

(3) 音楽に関する伝統と文化を尊重する態度を養う。

２　内　容

１に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 我が国の音楽史

(2) 諸外国の音楽史

３　内容の取扱い

(1) 〔指導項目〕の(1)及び(2)については，相互の関連を図るとともに，著しく一方に偏らないよう配慮するものとする。

(2) 〔指導項目〕の(1)及び(2)については，鑑賞活動などを通して，具体的・実践的に学習させるようにする。

(3) 〔指導項目〕の(2)については，西洋音楽史を中心としつつ，その他の地域の音楽史にも触れるようにする。

第３　演奏研究

１　目　標

音楽作品の演奏や鑑賞の学習を通して，音楽的な見方・考え方を働かせ，専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 演奏における客観性と多様性について理解を深めるとともに，理解したことを生かした演奏をするために必要な技能を身に付けるようにする。

(2) 音楽の様式を踏まえた演奏に関する思考力，判断力，表現力等を育成する。

(3) 音楽作品を尊重して演奏したり鑑賞したりする態度を養う。

２　内　容

１に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 時代や地域による表現上の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究

(2) 作曲家の表現上の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究

(3) 声や楽器の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究

(4) 音楽の解釈の多様性

３　内容の取扱い

(1) 専門的に履修させる「声楽」の〔指導項目〕の(1)，「器楽」の〔指導項目〕の(1)から(5)まで及び「作曲」の〔指導項目〕の(1)との関連にも配慮して指導するものとする。

第４　ソルフェージュ

１　目　標

ソルフェージュに関する学習を通して，音楽的な見方・考え方を働かせ，専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 視唱，視奏及び聴音に関する知識や技能を身に付けるようにする。

(2) 音楽を形づくっている要素の働きやその効果などに関する思考力，判断力，表現力等を育成する。

(3) 音楽性豊かな表現をするための基礎となる学習を大切にする態度を養う。

２　内　容

１に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 視唱

(2) 視奏

(3) 聴音

３　内容の取扱い

(1) 〔指導項目〕の(1)，(2)及び(3)の相互の関連を図り，幅広く多角的な方法によって指導するものとする。

(2) 専門的に履修させる「声楽」の〔指導項目〕の(1)，「器楽」の〔指導項目〕の(1)から(5)まで及び「作曲」の〔指導項目〕の(1)との関連にも配慮して指導するものとする。

第５　声　楽